

松本労基協だより

産業安全衛生祈願祭

<令和7年 年間標語>

「安全は 働くみんなでつくるもの 働くみんなを守るもの」

1月9日(木) 令和7年「産業安全衛生祈願祭」が
午前10時30分より深志神社で斎行されました。

令和7年一年間の安全衛生活動の充実を期するため、産業安全衛生祈願祭を松本市深志神社にて斎行致しました。

本年も、(一社)松本労働基準協会会員をはじめ、松本労働基準監督署長他、労働災害防止団体代表者、長野県松本建設事務所長、松本市産業振興部長を含め110社130名の関係される方々にご参拝を頂くことができました。



当日は、(一社)松本労働基準協会清水会長、続いて松本労働基準監督署中野署長の新年挨拶に始まり、参拝者全員が深志神社拝殿内にて参拝することができました。

労働災害については、休業4日以上災害は減少に転じたものの、死亡災害により5人(11月末現在)の尊い命が失われました。死亡災害を撲滅し、労働災害をより一層減少させることが最重要課題であるとの話がありました。

(玉串奉奠者)

(一社)松本労働基準協会清水会長・七社副会長・有賀副会長/松本労働基準監督署中野署長・前田副署長・鎌倉安全衛生課長・瀬尾監督官・中平監督官/長野県建設事務所太田所長/松本市役所産業振興部長谷川部長/建設業労働災害防止協会松筑分会平林分会長、建設業労働災害防止協会木曽分会大沢分会長/陸上貨物運送事業労働災害防止協会中信分会上嶋分会長/林業・木材製造業労働災害防止協会神田分会長/松本建設労働組合牛山組合長/松本地区小規模建築等安全協議会林住宅技安部長/長野県鐵構事業協同組合中信支部内田支部長/アルプス鐵構事業協同組合一ノ瀬理事長

< 1/9(木)安全衛生祈願祭の様子は裏面からになります >

R7.2.26(水) キッセイ文化ホール 2F 国際会議室にて、「労務管理研修会」を開催します。皆様のご参加を心よりお待ちしております。奮ってご参加ください。

<令和7年産業安全衛生祈願祭の様子>

式典(会場の様子)



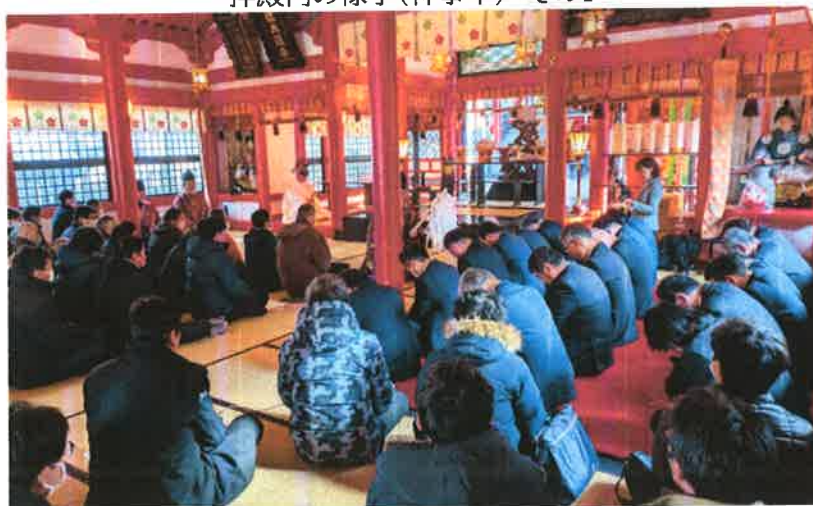
(一社)松本労働基準協会清水会長



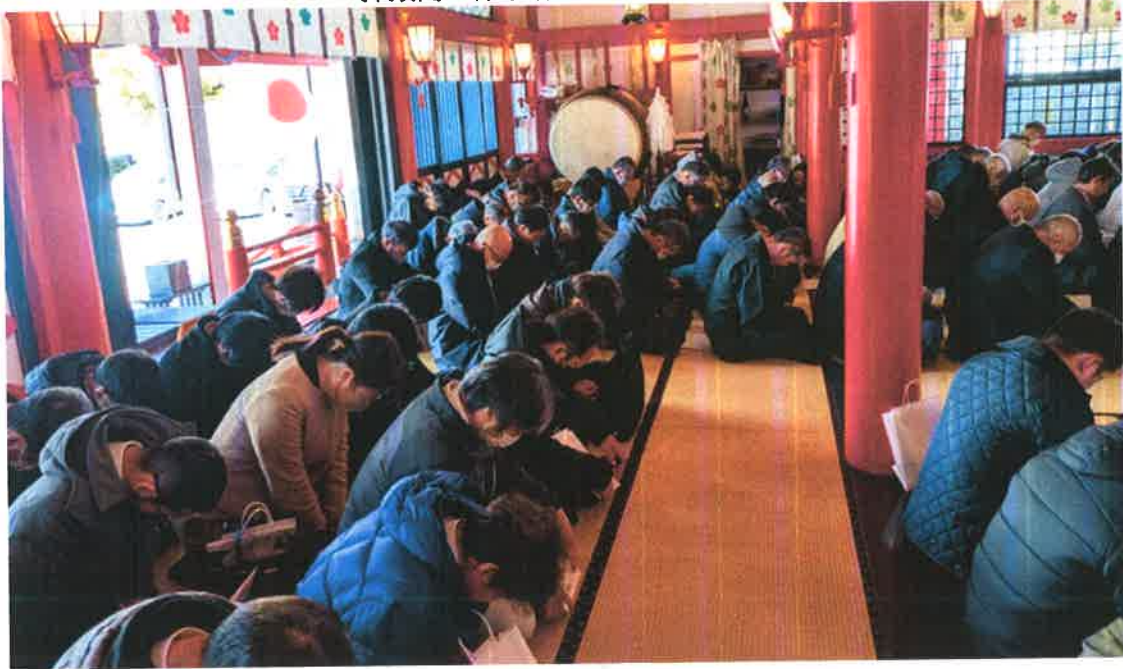
松本労働基準監督署中野署長挨拶



拝殿内の様子(神事中) その1



拝殿内の様子(神事中) その2



玉串奉奠



宮司より、「あらたまを迎え、皆さんと想いを共にして社会全体に平和が訪れることを祈願します。」とのお話がありました。

ご参拝頂きました会員の皆様、ご指導ご支援頂いている会員の皆様に心より感謝申し上げますと共に本年が明るい一年になることをご祈念申し上げます。

なお、R7.2.26(水)キッセイ文化ホール 2F 国際会議室にて、「労務管理研修会」を開催します。皆様のご参加を心よりお待ちしております。奮ってご参加ください。

松本労働基準監督署 2024.11

令和6年度冬季労働災害防止運動実施中

実施期間：令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

◆冬季労働災害第2位「墜落・転落災害」

建設工事現場等における高所からの墜落・転落災害のみならず、設備作業・清掃作業・梱包作業等における「梯子や脚立等」からの墜落・転落災害が多発しています。

高所で作業する場合は、墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット（墜落時保護機能付きのもの）の着用を徹底しましょう。

梯子や脚立を用いる場合は、正しい使用方法を確認し、遵守しましょう。

◆冬季労働災害第3位「動作の反動・無理な動作災害」

作業中の「動作の反動」や「無理な動作」を原因とする「腰痛災害」が多発しています。

寒い日・寒い場所では身体が冷えて硬くなることから腰痛多発の傾向があります。

作業前には腰痛体操やストレッチを必ず行い、作業場所の温度を適温に保つことや、防寒服を着用する等の対策を講じましょう。

◆冬季労働災害第4位「はさまれ・巻き込まれ災害」

機械設備の点検・清掃時等に、機械にはさまれたり、巻き込まれる災害が発生しています。

機械に生じた不具合や、ゴミの付着等を発見した際には、必ず該当機械設備を完全に停止させてから対処するようにしましょう。

点検等で機械の可動範囲内に立ち入る際は、操作盤の起動スイッチ等に「点検中のため起動厳禁」の表示をするよう徹底しましょう。

◆冬季労働災害第5位「交通事故災害」

「NO3急（ノーサンキュー）運転」（急ハンドル、急ブレーキ、急発進をしないこと）を心掛けるなど、冬季安全運転に関する教育を実施しましょう。

◆暖房器具等による「火災」に注意！

冬季間は火災による労働災害も発生しやすくなります。

当署管内においても過去には、暖房器具付近にスプレー缶を放置したことによる爆発災害や、消毒用スプレーが引火したことによる火災災害等も発生していることから、暖房器具等火気の周囲は常に整理整頓し、可燃物や爆発の危険があるもの等は絶対に放置しないよう厳に注意しましょう。

◆事業場実施事項

- ①本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、安全衛生活動の活性化対策を講ずる。
- ②凍結・積雪による転倒災害の防止対策を講ずる。
- ③建物の屋根などの除雪作業における労働災害防止対策を講ずる。
- ④上記③を除く除雪作業における労働災害防止対策を講ずる。
- ⑤建設工事現場における労働災害防止対策を講ずる。
- ⑥スリッパ等による交通労働災害防止対策を講ずる。
- ⑦輸送・配達業務に関する労働災害防止対策を講ずる。
- ⑧高年齢労働者の安全衛生確保対策を講ずる。
- ⑨雪崩の際の労働災害防止対策を講ずる。
- ⑩内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の予防対策を講ずる。



例年、松本労働基準監督署管内においては、冬季間に労働災害が多発する傾向があります。

特に寒さが厳しくなる1月前後は予想外の事故も発生しやすくなることから、今年度も令和6年12月1日から令和7年3月31日までの期間に「令和6年度冬季労働災害防止運動」を展開することといたしました。

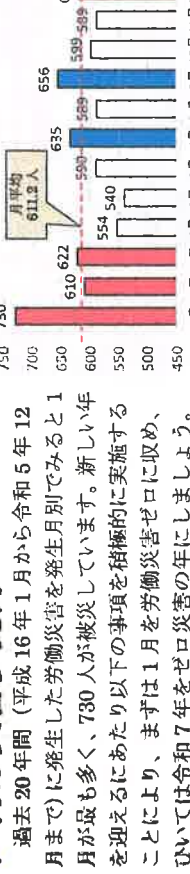
また、近年の松本地点における気象状況を確認すると12月10日頃から気温が一層下がり、また、降雪が発生する日が増え、1日当たりの降雪量も増加し、そのピークは2月初旬頃（2月10日前後）となり、そこから徐々に気温が上がっていくことが認められます。

このため、令和7年1月10日から令和7年2月10日までの期間を、「冬季転倒災害撲滅1か月チャレンジ」期間と位置づけ、重点的に冬季による転倒災害防止に取り組み冬季転倒災害撲滅を目指していただき、その前1か月間をアイドリジ期間と位置づけ、転倒災害防止対策の準備と気象状況に応じて実施いただくとともに、後1か月間をフォローアップ期間として位置づけ、チャレンジ期間中及び以降の気象状況を考慮したうえで継続的に転倒災害防止に取り組んでいただきたいと思います。

12/1~12/9	12/10~12/19	1/10~2/10	2/11~3/10	3/11~3/31
アイドリジ期間	チャレンジ期間	フォローアップ期間		

併せて各職場におかれましては、重点目標である転倒災害防止のための対策を入念に行うとともに事業場内外の危険箇所や機械設備等の再点検・再チェックを実施する等により、新年に向け、労働災害防止にとりくまれますよう要望します。

◆1月は災害多発月！



◆冬季労働災害第1位「転倒災害」

当署管内において冬季間（12月～3月）に最も多く発生した災害は「転倒災害」で、災害全体の31.6%が転倒災害です。（年間では24.2%）

工場・事務所等では従業員用駐車場から事業場出入口までにおいて、送迎乗・社会福祉施設等では配達先・利用者先で転倒するケースが目立ちます。

各事業場においては、通路の安全が確保されているか、職場周辺や外出先に危険な凍結箇所はないか等、入念にチェックしましょう。

